

「グリーンアップおおいたデイ」出展規約

(趣旨)

第1条 本規約は、大分県及びグリーンアップおおいたデイ実行委員会（以下「甲」という。）が開催するグリーンアップおおいたデイ（以下「環境啓発イベント」という。）に出展を行う者（以下「乙」という。）が執るべき出展の申込手続、遵守すべき事項等を定めるものとする。

(出展の申込手続)

第2条 県内に事業所を有する又は県内で活動する企業、NPO法人等の団体が環境啓発イベントへの出展を希望する者は、甲が定める日までに、出展申込書（第1号様式及び第2号様式）及び誓約書（第3号様式）を甲が指定する申込先に提出しなければならない。

(共同出展の取扱い)

第3条 乙は、2団体以上が共同出展する場合、そのうちの1団体が代表して申込み、共同出展する団体名等を申込時に甲へ通知しなければならない。

(暴力団排除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、乙に対し環境啓発イベントへの出展を認めない旨の通知を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するもの
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するもの
- (4) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの
- (5) この規約の規定に違反しているもの

2 乙は、前項の規定による通知を受けたときに既に出展を行っている場合は、直ちに環境啓発イベントの会場から退去しなければならない。

(出展物の設置及び撤去)

第5条 乙は、甲の定めるスケジュールに沿ってブース内の装飾及び出展物の搬入出を行わなければならない。会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、甲の承認を得た後、作業を行うものとする。

(販売禁止物品等)

第6条 乙は、法令で販売又は所持が規制されているものの販売、展示及び提供を行ってはならない。

2 乙は、飲食物及び酒類の販売又は提供、火気の使用を行ってはならない。

3 乙は、プラスチック容器等の提供を行ってはならない。

(音量制限)

第7条 乙は、展示物説明時等のマイク、A V機器の使用及び展示物自体が発生する音量について、隣接するブース運営の妨げとならないよう配慮しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第8条 乙は、個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な方法で取得しなければならない。その際、利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で活用しなければならない。特に、第三者に情報提供を行う場合は、必ず個人情報の情報主体から同意をとらなければならない。

2 乙は、個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとらなければならない。乙が取得・管理・運営する個人情報の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合は、両方で協議し、当該紛争の解決にあたるものとする。その際、甲は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第9条 乙及びその関係者が他のブース、事務局、会場の設備及び人身等に損害を与えた場合、乙は自己責任にてこれを解決し、甲に対しいかなる責任も負担させないものとする。

2 甲は、万一発生した火災、盗難、紛失、損傷その他事故等について、一切の責任を負わないものとする。

(環境啓発イベントの中止・中断・変更)

第10条 甲は、環境啓発イベントの開催及び継続が不可能若しくは困難であると判断した場合、環境啓発イベントを中止、中断、会期の短縮及び会期日程や会場の変更をすることができる。甲は、これによって生じる損害、費用の増加、その他乙に生じた不利益的な事態については、いかなる場合でもその責任を負わないものとする。

(是正命令等)

第11条 甲は、乙に法令又はこの規約に違反している事実があると認めた場合、乙に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

- 2 甲は、乙が前項の規定による命令に従わないときは、乙に対する出展の許可を取り消し、環境啓発イベント会場から退去することを命じることができる。
- 3 前項の規定により出展を取り消されたことで、乙又はその関係者に損害が生じたとしても、甲はこれに対する損害賠償は行わないものとする。

(補則)

第12条 この規約の規定のほか、環境啓発イベントの出展に関することについては、グリーンアップおおいたデイ実行委員会事務局が定める。

附 則

この規約は、令和7年10月6日から施行する。